

福岡県公報

平成17年7月20日
第2414号

目次

告示(第1394号-第1412号の2)

- 福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更 (出納事務局出納総務課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 2
- 統計調査の実施 (調整課) 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 都市公園の供用の開始 (公園街路課) 5
- 都市公園の供用の開始 (公園街路課) 6
- 都市公園の使用料の徴収の事務の委託 (公園街路課) 6
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (水産振興課) 6
- 福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更 (出納事務局出納総務課) 6
- 計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 7
- 計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 8
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 9

○家畜伝染病の発生 (畜産課) 9
公 告

○福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企画課) 9

公安委員会

○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正 (警察本部運転免許試験課) 9

○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正 (警察本部運転免許試験課) 10

○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正 (警察本部運転免許試験課) 10

正 誤

○福岡県立久留米スポーツセンターの利用等に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年福岡県教育委員会規則第十四号) 中正誤 10

○福岡県青少年科学館の利用等に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年福岡県教育委員会規則第十七号) 中正誤 10

告 示

福岡県告示第1394号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	68	北九州市小倉北区浅野3丁目9番30号 財団法人西日本産業貿易コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号AIM2階	平成17年7月6日

旧事項	北九州市小倉北区浅野3丁目9番30号 財団法人北九州コンベンションビューロー
-----	--

福岡県告示第1395号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉穂郡瀬田町大字鹿毛馬字牧龍276の1、276の17
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字牧龍276の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び瀬田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1396号

福岡県統計調査条例（平成2年福岡県条例第6号）の規定に基づく統計調査を行うの

で、同条例第2条の規定により次のように告示する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調査の目的
この調査は、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する地域内の関係世帯の生活実態を把握することを目的とする。
- 2 調査の名称
調査の名称は、平成17年度福岡県同和地区生活実態調査とする。
- 3 調査の対象
県下128の対象地区（北九州市及び福岡市を除く。）内の関係世帯のうち、約3,000世帯を調査対象とする。
- 4 調査事項
調査事項は次のとおりとする。
 - (1) 世帯員の状況
 - ア 世帯の状況
 - イ 婚姻の状況
 - ウ 転出者の状況
 - (2) 健康・福祉の状況
 - ア 健康の状況
 - イ 介護保険の状況
 - ウ 支援費制度の状況
 - (3) 経済状況
 - ア 年金の加入・受給状況
 - イ 経済状況
 - ウ 生活保護受給者の状況
 - (4) 教育と読み書きの等の状況
 - ア 就学等の状況

- イ 最終学歴
- ウ 読み書きの状況
- (6) 免許・資格の保有状況
- (7) 就労の状況
 - ア 有業・無業の状況
 - イ 有業者の産業分類別就労状況
 - ウ 有業者の職業分類別就労状況
 - エ 有業者の勤めか自営かの別
 - オ 雇用者の勤め先における呼称
 - カ 有業者の勤め先・業主の企業規模
 - キ 有業者の年収額
 - ク 有業者の転職希望の有無
 - ケ 無業者の就労希望
- (8) 事業経営の状況
 - ア 事業経営の状況
 - イ 農業経営の状況
- (9) 人権侵害の状況

5 調査の実施時期

平成17年8月1日から同年9月30日までの間において調査を実施する。

6 調査の方法

調査は、対象となる者に調査員が面接して、回答を求める他計申告の方法により行う。

福岡県告示第1397号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人響ホール室内合奏団

(2) 代表者の氏名

清原 雅彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区平野一丁目1番1号 北九州市立響ホール内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地元で活躍している演奏家、音楽大学を卒業した若い演奏家の研鑽の場として地域の音楽芸術の活性化をはかり、ひいては広く市民に対しても音楽文化の発信源となり、九州から全国へ、更には海外へ向けて発信していく事で安らぎのあるまちづくりに寄与していくことを目的としている。

福岡県告示第1398号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 立山福祉会

(2) 代表者の氏名

立石 久男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市平野台四丁目4番地48

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護保険法に基づく在宅介護や高齢者の生き甲斐作り・地域住民との交流促進に関する事業を行い、地域福祉の増進や共生共助なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1399号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡南F Pセンター

(2) 代表者の氏名

弥永 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市天神町101番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちを中心に広く一般市民に対し、金銭教育活動や保険・金融に関する諸相談会の実施及びライフプランニングに関する情報提供などにより、生涯にわたって誰もが安心して暮らすための金融に関する知識の普及を図るとともに、今後の超高齢化社会に対応するため、金銭教育の手法を生かした介護予防のための高齢者向け学習教室等を開催し、青少年の健全育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1400号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人なかがわ自然楽会

(2) 代表者の氏名

上野 行重

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目153番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子供の教育活動を支援する事業を行うことで、子供の健全育成を図るとともに、竹林の整備による環境の保全に関する事業や地域住民の交流を図るまちづくりに関する施設整備及びイベントの開催並びに支援事業を行うことで、心豊かにして安心して住んで良かったと実感できるまちづくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第1401号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あすか

(2) 代表者の氏名

今西 啓之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市自由ヶ丘南一丁目14番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護保険に関する事業を行い、高齢者の福祉向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	金 田 夏 吉 線 伊 田	前	田川市大字夏吉505番3先 から 同市大字夏吉502番3先ま で	9.0 ～ 10.0	40.0
			後	同上	11.8 ～ 15.0	40.0

福岡県告示第1403号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市久末字大塚275-3から275-6まで、279-2及び280-1から280-4まで並びに字宮ノ後281-1から281-3まで、281-5、286-3及び288-4並びに津丸字南天神785-1、785-3から785-29まで、789-2及び789-4並びに字五郎丸791-1、791-6から791-8まで及び800-3から800-7まで並びに字八千名939-1及び939-3から939-11まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区筑紫丘1丁目1番1号

学校法人福田学園 理事長 福田 庸之助

福岡県告示第1404号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

筑豊緑地

2 位置

嘉穂郡庄内町大字仁保地内

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県飯塚土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 供用開始の期日

平成17年7月21日

福岡県告示第1405号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

筑後広域公園

2 位置

筑後市大字津島及び山門郡瀬高町大字本郷地内

3 区域

別図面のとおりに（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課・福岡県柳川土木事務所及び福岡県八女土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 供用開始の期日

平成17年7月21日

福岡県告示第1406号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように都市公園の使用料について徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

都市公園の名称	受託者の住所、名称及び代表者の氏名
筑後広域公園	福岡市中央区大濠公園1番2号 財団法人福岡県公園管理センター 理事長 三村 保始

福岡県告示第1407号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第

2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島郡二丈町福井 糸島郡二丈町吉井	梅 本 道 信 大 庭 千 十 郎	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	二双吾智 網漁業
糸島郡志摩町船越 "	仲 西 学 中 松 正 和	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区 (船越加入区)	二双吾智 網漁業
糸島郡志摩町大字岐志 "	松 井 幸 則 西 島 小 次 郎	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧岐志新町漁業協同組合の地区 (岐志新町加入区)	小型一般 漁業

福岡県告示第1408号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

新旧 事項	売りさ ばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変 更 年月日
新事項	157	久留米市合川町1642-1 福岡県久留米総合庁舎福岡県久留米保健福祉環境事務所内 久留米地区食品衛生協会 会長 古賀 毅	久留米市合川町1642-1 福岡県久留米総合庁舎 福岡県久留米保健福祉環境事務所内	平成17年7 月7日

旧事項	久留米市合川町1642-1 福岡県久留米総合庁舎福岡県久留米保健福祉環境事務所内 久留米地区食品衛生協会 会長 組坂 光昭	福岡県パスポートセンター久留米支所内
-----	---	--------------------

福岡県告示第1409号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 知事が指定する場所で実施する検査

対象特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	検査区域
イ 非自動はかり（口に掲げるものを除く。）、分銅又はおもり	17年9月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市地方卸売市場	飯塚市全域
	17年9月6日	10:00~12:00	二瀬公民館	
		13:00~15:00	鎮西公民館	
	17年9月7日	10:00~12:00	幸袋公民館	
		13:00~15:00	菰田公民館	
	17年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市体育館	
	17年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	サン・アビリティーズ い い づ か	
	17年9月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	庄内町保健福祉総合センターハーモニー	庄内町全域
	17年9月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	潁田町役場	潁田町全域
17年9月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	鴨生町公民館	稲築町	

17年9月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	稲築町公民館	
17年9月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑穂町役場	筑穂町
17年9月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	碓井町住民センター	碓井町
17年9月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	嘉穂町物産館 カッホー馬古屏	嘉穂町
17年9月27日	10:00~12:00 13:00~15:00		
17年9月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	生涯学習センター 夢サイトかほ	
17年9月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	桂川町役場	桂川町
17年9月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	山田市役所	山田市
17年10月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	穂波町公民館	穂波町
17年10月4日	10:00~12:00 13:00~15:00		
17年9月5日から 17年12月4日まで	左欄の間に行う検査については、嘉穂郡内各町、飯塚市及び山田市と協議の上、指示する。		飯塚市全域 山田市全域 嘉穂郡全域
ロ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの	17年10月5日から 17年12月4日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして対象特定計量器の所在の場所で実施する検査

対象特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	検査区域
---------	-------	------	------	------

非自動はかり、 分銅又はおもり	17年10月5日から 17年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	飯塚市全域 山田市全域 嘉穂郡全域
--------------------	---------------------------	---------------------------------------	-------------------------

福岡県告示第1410号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 知事が指定する場所で実施する検査

対象特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	検査区域
イ 非自動はかり（口に掲げるものを除く。）、分銅又はおもり	17年9月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	直売所「耳納の里」	うきは市全域
	17年9月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所 吉井庁舎	
	17年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	17年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅「うきは」	
	17年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	17年9月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所 浮羽庁舎	大木町全域
	17年9月13日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	17年9月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	大木町保健センター	
17年9月16日	10:00~12:00 13:00~15:00			

	17年9月17日から 17年11月16日まで	左欄の間に行う検査については、うきは市及び大木町と協議の上、指示する。	うきは市全域 大木町全域
ロ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの	17年9月17日から 17年11月16日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	うきは市全域 大木町全域

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして対象特定計量器の所在の場所で実施する検査

対象特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	検査区域
非自動はかり、 分銅又はおもり	17年9月17日から 17年12月16日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	うきは市全域 大木町全域

福岡県告示第1411号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年6月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人NPOクローバー福祉安全機構
 - (2) 代表者の氏名
岡村 紘生
 - (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区小笹四丁目14番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢化社会を迎え、増え続ける犯罪や独居老人の孤独死を未然に防止し、老後を安全に健やかに暮らせる環境を保つ様に、地域や個人のセキュリティや福祉などに関して、会員各自の能力を活用して、地域の安全に寄与する等、社会全体の利益の増進に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	八女瀬高線	山門郡瀬高町大字本郷1821番1先から 同郡同町大字本郷1745番先まで

福岡県告示第1412号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	甘木市大字三奈木534-1	17・7・8

公 告

公告

平成17年度福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

平成17年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成17年7月29日 午後1時30分

2 会場

福岡市博多区千代1丁目20番31号

ホテルレガロ福岡 レガロホールA

3 予定議案

(1) 河川事業（瑞梅寺川）について

(2) 河川事業（飯江川）について

(3) 砂防事業（川原川）について

(4) 地すべり事業（舟木地区）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問い合わせ先

福岡県土木部企画課企画班（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第153号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成17年7月20日

福岡県公安委員会

福岡県交通安全協会
福岡市博多区千代1-25-15
山下寛彦

を

福岡県交通安全協会
福岡市博多区千代1-25-15
明石博義

に、

門司自動車学校
北九州市門司区大字畑120
田中政彦

を

門司自動車学校
北九州市門司区大字畑120
小森弘詞

に改める。

福岡県公安委員会告示第154号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成17年7月20日

福岡県公安委員会

門司自動車学校
北九州市門司区大字畑120
田中政彦

を

門司自動車学校
北九州市門司区大字畑120
小森弘詞

に改める。

福岡県公安委員会告示第155号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成15年9月福岡県公安委員会告示第149号）の一部を次のように改正する。

平成17年7月20日

福岡県公安委員会

福岡県交通安全協会
福岡市博多区千代1-25-15
山下寛彦

を

福岡県交通安全協会
福岡市博多区千代1-25-15
明石博義

に改める。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
17・7・8	2410 増刊①	教 育 委 員 会 規 則	14	1		○	16		第四条中「公益法人」を「指定管理者」に、「福岡県教育委員会」を「教育委員会」に改め、	第四条中「公益法人」を「指定管理者」に改め、
			17	5	○		14		「指定管理者」に、「福岡県教育委員会」を「教育委員会」に改め、	「指定管理者」に改め、